

# 報酬額表

行政書士法第10条の2第1項に基づく報酬額表

建設業許可申請(法人・新規・一般・知事許可)	176,000円～	許可の種類・会社の規模・経営管理責任者・専任の技術者の要件により増額あり
〃 (法人・新規・一般・大臣許可)	275,000円～	許可の種類・会社の規模・経営管理責任者・専任の技術者の要件により増額あり。
〃 (法人・更新・一般・知事許可)	88,000円～	
〃 各種変更届(知事許可)	22,000円～	
〃 決算変更届(法人・知事許可・経審なし)	41,800円～	1業種の場合+
経営規模等評価証明申請(旧:経営事項審査申請) 一式 (決算変更届・経営状況分析・経営規模等評価証明まで)	176,000円～	会社の規模(業種・完工高・職員数・技術職員数など)より増額あり 資本金1億円以上、合併時経審、合併後経審は相談
建設工事入札参加資格審査申請	44,000円～	
宅地建物取引業免許申請(法人・新規・知事免許)	165,000円～	
〃 (法人・更新・知事免許)	121,000円～	
産業廃棄物収集運搬業許可(積み替え保管を除く) (法人・新規・大阪府下の行政庁)	132,000円～	1行政庁の場合。2行政庁以上同時申請の場合、協議の上減額あり
〃 (法人・更新・大阪府下の行政庁)	88,000円～	〃
〃 (法人・他府県の行政庁)	143,000円～	申請する都道府県により協議。2行政庁以上同時申請の場合、協議の上減額あり
一般貨物自動車運送事業経営許可申請(運輸開始届含む)	660,000円～	
〃 変更認可申請	165,000円～	
第一種利用運送(自動車)事業登録申請	275,000円～	
帰化申請 (独身・会社員)	165,000円～	
株式会社設立	165,000円～	
建築士事務所登録申請 (法人・新規)	88,000円～	
公正証書遺言作成サポート(相続人調査含む)	154,000円～	公正証書遺言作成当日の証人及び証人(1名)の手配を含む

- 上記の報酬額は、標準的な手続の報酬額です。手続の内容、要件により変動しますので事前に確認の上、ご依頼ください。
- 交通費・宿泊費は実費とする。
- 相談業務は1時間あたり 6,600円とする。
- 顧問業務(月額)は依頼者と協議による額とする。
- 実地調査及び企画指導業務は1時間あたり 6,600円とする。
- 日当は1時間あたり 6,600円とする。
- 着手金は依頼者と協議により受領することができる。
- 立替金(印紙代・証紙代など)は別途とし、手続前にお預かりする。
- 特に時間を要し複雑のものであって計算を要するものについては、あらかじめ依頼者の承諾を得て、加算した報酬額を受け取ることができる。
- 依頼者の依頼を受けて書類の作成に着手した後、依頼者の請求により、これを取り止めた場合、又は依頼者の責に帰すべき事由により報酬額を受け取ることができなかった場合においても、報酬額を受け取ることができる。
- 報酬額には、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により行政書士の役務の提供に対する対価に課される消費税及び地方消費税の額に相当する額を含む。

令和6年 1月 1日



大阪府行政書士会会員

行政書士 北山孝次

職印

